

日本大学芸術学部教室等施設の学外団体の使用上の注意

令和3年10月1日制定

1 遵守義務

教室等の使用者は、次の事項を誠実に守らなければならない。

- ① 法律・法令・条令等に反する行為またはその恐れのある行為をしないこと。
- ② 犯罪行為もしくは公序良俗に反する行為をしないこと。
- ③ 第三者ならびに学部の名誉を毀損する行為、または信用を毀損する行為をしないこと。
- ④ 建物・附帯設備及び備品等は、大切に使用すること。

2 禁止事項

教室等の使用者は、次の行為をしてはならない。

- ① 学内外を問わず、生活環境を害する行為及び近隣の迷惑となる行為をすること。
- ② 許可なくして車両を乗り入れること。
- ③ 許可なくして学内の備品等を移動すること。
- ④ 危険物の学内への持込み又は使用すること。
- ⑤ 建物及び他の使用者に損害を与え又はそのおそれがある行為をすること。
- ⑥ 所定の場所以外での喫煙及び火気を使用すること。
- ⑦ 許可なくして学内においてビラ等を配布し、又はポスター等の掲示をすること。
- ⑧ 許可なくして教室等で飲食をすること。
- ⑨ 許可なくして学内で飲酒をすること。
- ⑩ 勧誘活動、政治的活動、署名活動をすること。

3 通報義務

教室等の使用者は、次の場合直ちに守衛室に通報しなければならない。

- ① 建物・附帯設備及び備品等が破損・滅失したとき又はそれらを発見したとき。
- ② 火災・風水害・盗難その他の異変があったとき。
- ③ 急病・事故等が発生したとき。
- ④ その他緊急の措置が必要と認められる事由の発生したとき。

4 使用料

- ① 施設使用に伴う使用料については、本学部の定めるところにより、使用前に通知する。
- ② 使用料の支払い期日については、学部において定める。

5 その他

- ① 学内において、盗難・事故等が発生した場合、学部は一切責任を負わない。
- ② 使用中に発生したゴミは各自責任をもって持ち帰ること。
- ③ 学部は会場への電話の取次ぎおよび伝言は行わない。
- ④ 学部は荷物の受け取り・預かりは行わない。
- ⑤ 学部では教室等への誘導は行わない。

以 上